

処遇改善等加算 I（基礎分）について

1 処遇改善等加算について

処遇改善等加算は以下の3つから構成されています。

名称	目的等	使用用途	実績報告
処遇改善等加算 I (基礎分)	職員の平均経験年数に応じて加算	主に通常昇給の費用に充てることを想定	不要
処遇改善等加算 I (賃金改善要件分)	職員の賃金改善を行う	全額職員の給与に充てなければならない	必要
処遇改善等加算 II	副主任保育士など中堅の役職を創設し、キャリアアップに資する	全額職員の給与に充てなければならない	必要

本稿は「基礎分」についての説明資料となります。

2 加算率の決定

「基礎分」では、当該年度の4月1日（基準日）に在籍する職員を対象とし、これまで勤務した教育・保育施設等における経験年数をもとに、職員1人あたり平均経験年数を算定し、図1のとおり処遇改善等加算の加算率を決定します。

図1 処遇改善等加算 I（加算率区分）

職員一人あたりの平均勤続 年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	7%	
10年以上 11年未満	12%	6%	2%
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		

3 対象職員

(1) 職種・勤務形態

算定対象となる職員は、基準日（通常は4月1日。途中開設園は開設月初日。）時点

で、その職種に関わらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員と下記に該当する非常勤職員とします（他施設と兼務している職員は、非常勤職員と同様に勤務形態で判断します。）。

【対象となる非常勤職員】

雇用形態	勤務形態	処遇改善等加算での取扱
非常勤職員	1日6時間以上かつ月20日以上	対象職員に算入すること
非常勤職員	1日6時間未満又は月20日未満	非対象職員（算入しない）

なお、上記基準により対象職員となった非常勤職員を対象から外すことはできませんので、申請の際は漏れの無いよう、十分注意してください。

(2) 在職期間に含めることのできる施設

No	施設・事業所	備考
①	子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
②	子ども・子育て支援法第7条第5項に定める地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
③	学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校 等
④	社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所	救護施設、更生施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童館 等 ※ 介護老人保健施設、介護医療院は④ではなく⑧となります。
⑤	児童福祉法第12条の4に定める施設	児童相談所一時保護施設
⑥	認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める当該施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（企業主導型保育施設を含む。）及び幼稚園に併設された施設）	
⑦	教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間	
⑧	医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療員及び助産所	保健師、准看護師又は看護師に限る

4 経験年数の算定について

(1) 個々の職員の経験年数の算定

職員ごとに対象となる施設に勤務した経験年数を合算します。

(2) 職員1人あたり平均経験年数の算定

対象職員全員の合算総経験年数÷対象職員数

=平均年数（6か月以上の端数を切上げて1年とし、6か月未満の端数は切捨て）

(3) 年度途中で職員の採用、退職等があった場合

算定の基準日は、当該年度の4月1日現在となるため、その年度の途中で職員の採用、退職があった場合でも認定申請書の内容変更は行いません。なお、年度途中に開園した施設は、その確認を受けた日現在で算定します。

(4) 同一法人内で異動があった場合

算定は施設ごとに行うため、同一法人内での異動は施設の変更とみなし、新たに申請していただく必要があります。

5 経験年数算定例

- (1) 1か月未満の場合は、1か月とします。
- (2) 採用日が各月の初日の場合は、末日をもって1か月とし、採用日が月途中の場合は、翌月の採用日の前日をもって1か月とします。
- (3) 本年4月1日採用者は実績が無いため0日とみなします。

事由	経験年数	考え方
① 前年の4月1日採用者	1年1月	前年4/1→本年3/31 12か月 本年4/1 1か月
② 前年の4月20日採用者	1年0月	前年4/20→本年3/19 11か月 本年3/20→本年4/1 1か月
③ 本年3月31日採用者	0年1月	本年3/31→本年4/1 1か月
④ 他施設勤務（前年4月20日～6月30日）を7月1日から採用した場合	1年1月	前年4/20→前年6/19 2か月 前年6/20→前年6/30 1か月 前年7/1→本年3/31 9か月 本年4/1 1か月
⑥ 本年4月1日採用者	0年0月	実績無しとみなし0月

6 提出書類

対象	書類名
対象職員全員	① 処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書 ② 年数算定シート
新規追加分※1 （新採用職員／新たに過去の職歴が新たに判明した者／雇用形態の変更に伴い新たに対象となった者等）	③ 施設・事業所職員個人票 ④ 在職証明書(旧様式でも可、写しでも可)※2 → 施設情報(名称、所在地、認可の是非等)、勤務期間(始期と終期)、証明印、氏名、生年月日、職種が記載されていること ただし、札幌市立施設については、同意書を添付することで在職証明を提出しないことができる(条件については※3を参照)。
対象となる全ての非常勤職員	⑤ 「シフト表」又は「出勤簿(出勤予定を記載したもの)と雇用契約書等」の「月当たりの出勤日数、1日当たりの雇用時間数」が確認できる書類

- ※1 同一法人内での異動者については、新規追加分となりますのでご注意ください。
- ※2 在職証明書の提出が必要となる新規又は修正する対象者のうち、過去に他園で勤務していた職歴がある者が、過去に発行された在職証明書を所持していた場合、当該証明書の写しであっても有効な書類であると取り扱いますので、その写しをご提出いただくことが可能です。
- また、現に勤務する施設の在職証明書をご提出いただく場合、当該証明書の原本を園から対象者に交付又は園で保管することとし、その写しをご提出いただくことが可能です。
- ※3 以下の表にある札幌市立の施設については、給付係で調査が可能なため、在職証明書の代わりに同意書を提出することで省略できます。ただし、個人票にはそれらの勤務歴及び勤務していた際の職種も記載してください。

【札幌市立施設の調査について】

施設名	給付係での調査内容
市立保育所	平成13年度以降の非常勤・臨時職員の職歴 <調査できないもの> ① 平成12年以前の職歴 ② 正職員（札幌市役所総務局職員部にお問い合わせください。）
市立幼稚園	教員 として勤務していた者の職歴 <調査できないもの> ① 教員以外の者（給食の調理員等） ② 札幌市立以外の学校 ③ 提出期限を超えて申請書を提出した場合 ⇒ 提出期限以降は、個別に教育委員会に在職証明を依頼してください。
市立小学校	
市立中学校	
市立高校	

(注意) 以下はいずれも対象外施設となりますので、**個別に依頼をお願いいたします。**

- 1 他市町村の保育所・幼稚園・小学校・中学校
- 2 以下の札幌市が管轄するもの
 - (1) 市立大学
 - (2) 札幌市が委託した事業（児童会館、母子生活支援施設など）
 - (3) 市立学校が委託した事業（学びのサポーター、教育委員会が委託した施設で勤務する給食の調理員 等）
 - (4) 児童相談所

Q & A

Q 1 4月1日(基準日)現在、産休、育休、病休を取得している職員は算定対象になるのか。また、産休、育休、病休に入る職員の代替として雇用した職員は算定対象となるのか

A 4月1日(基準日)現在、産休、育休、病休を取得している職員やその代替職員については、下記の表のとおり対象の可否が異なりますので、ご注意ください。

	有給		無給	
	職員本人	その代替職員	職員本人	その代替職員
産休	○	×	○	×
育休	○	×	○	×
病休	○	×	×	○

Q 2 派遣職員として雇用している職員は処遇改善加算の対象職員となるか。

A 派遣職員として採用した場合でも、雇用契約上の勤務形態が1日6時間以上かつ月20日以上であれば、処遇改善加算の対象職員となります。

Q 3 4月2日以降に採用又は退職になった職員の扱いはどうするのか。

A 処遇改善加算の承認は、当該年度の4月1日現在に在職する職員について経験年数の算定をするものであり、4月2日以降に異動があっても、適用の変更は行いません。

Q 4 その他の施設・事業所の通算経験年数(過去に勤務していた期間)で産休、育休及び病休又はそれらの代替職員としての経験期間は、加算対象期間として加算してよいか。また、非常勤職員として働いていた場合、加算してよいか。

A 前歴期間中の産休等を取得していた期間(代替職員として勤務していた期間)につ

いても加算対象期間として算定します。また、4月1日時点で対象となっている職員については、前歴期間中は、勤務形態に関わらず（1日6時間以上かつ月20日以上に関わらず）算定の対象とします。

Q 5 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が平成24年4月1日付で交付された施設で、平成23年4月1日から平成25年3月31日まで勤務していた職員の算定期間はどうか。

A 施設に証明書が交付された期間を対象とするため、平成24年4月1日から平成25年3月31日までが算定期間となります。

また、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を発行された施設が、認可保育所等へ移行した場合は、証明書発行期間に関わらず、当該職員が在籍していたすべての期間を算定期間とします。

Q 6 在職証明書の交付を受けることが出来ない場合どうすべきか。

A すでに勤務先が廃園している等の理由により在職証明書を得られない場合は、厚生年金や私学共済等の年金加入記録（勤務先施設・事業所名及び期間が記載しているものに限る。）、または雇用契約書と給与明細書を代替として申請していただけます。いずれも、書類が整っている期間に限り認定することとなります。

Q 7 在職証明書は、札幌市の指定様式以外を使用することは可能か

A 必要項目を満たした様式であれば、当局の指定した様式でなくても結構ですが、不十分な様式を使用した場合は認定いたしません。必要項目は以下のとおりです。

施設情報（名称、所在地、認可の是非等）、勤務期間（始期と終期）、証明印、氏名、生年月日、職種が記載されていること（原本ではなく、写しでも可）。

なお、他園で勤務していた職歴分の在職証明書を、現に勤務する施設の証明印を押し印して提出される園が例年数件程度ございますが、他園での職歴の証明は、他園に求めていただきますようお願いいたします（原本ではなく、写しでも可）。

Q 8 今年度に、認可保育所や幼稚園（平成27年度に新制度に移行した幼稚園）から認定こども園へ移行する施設も、全職員分の在職証明書を改めて提出しなければならないのか。

A 前年度（3月31日）までに、札幌市に各必要書類をすでに提出していただいでい

る職員の分は、再度提出していただく必要はありません。ただし、前年度の処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）の申請手続き以降に雇用を開始している職員や、勤務形態が変更になり常勤職員や常勤的職員（1日6時間以上かつ20日以上勤務）になったことによって対象職員となった場合につきましては、提出していただく必要があります。

Q9 シフト表又は就業規則+雇用契約書等の「月当たりの出勤日数、1日当たりの雇用時間数」が確認できる書類は全職員分のもを提出しなければならないか。

A 加算対象となる非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上）分のみ提出してください。なお、当該書類は毎年度提出が必要となります。

Q10 現在、勤務している施設において、過去にも職歴のあった場合は申請書をどのように記載すべきか。

A 「①現に勤務する施設の経験年数」の欄には、基準日（本年の4月1日）から連続している期間を入力します。つきましては、過去において勤務していた期間との間に別の施設の勤務期間や空白がある場合は、勤務している施設の過去の職歴は「②その他の施設・事業所の通算経験年数」に入力することとなります。

例) 基準日を平成31年4月1日とした場合で、

A施設に平成10年4月1日から平成20年3月31日まで勤務：10年間

B施設に平成20年4月1日から平成25年3月31日まで勤務：5年間

A施設に平成31年4月1日から勤務している職員の場合

⇒「①現に勤務する施設の経験年数」は0年0か月、

「②その他の施設・事業所の通算経験年数」は15年0か月 と入力。

Q11 市内区役所に勤務する保育士資格を有する職員のうち、区保育・子育て支援センター「ちあふる」で働く職員は処遇改善等加算（基礎分）の経験年数に算入できるが、ちあふる以外で働く職員も算入できるのか。

A 算入できません。基礎分の経験年数に算入できるのは施設・事業所で働いている期間のみです。

Q12 母子生活支援施設は在職期間として算定できるか。

A 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設に該当するため、算入することができます。